

○岡山県警察職員及びその家族のための警務部監察課直通相談電話(OP 監察ホットライン) 取扱要領の制定について(通達)

(平成 26 年 3 月 25 日岡監第 179 号警察本部長例規)

改正 令和 4 年 9 月 1 日岡監第 234 号

各部長
首席監察官
総務統括官
各所属長

この度、岡山県警察職員及びその家族のための警務部監察課直通相談電話(OP 監察ホットライン)取扱要領を下記のとおり定め、平成 26 年 4 月 1 日から施行することとしたので、誤りのないようにされたい。

記

第 1 目的

岡山県警察の職員(以下「職員」という。)及びその家族(以下「職員等」という。)の身上、素行等に起因する悩みごと、困りごと等(以下「問題」という。)の相談窓口を明確にし、問題に対して組織的に対応することで迅速・的確な解決を図り、もって職員に係る非違事案の未然防止に資することを目的とする。

第 2 対象となる相談等

1 相談者

職員等とし、問題を抱える本人であると同僚等であることを問わない。また、相談時における氏名等の明示、匿名の別をも問わない。

2 対象となる相談

相談者である職員等が組織的な対応を望む場合であって、職員の身上、素行等の非違事案防止の観点から、警務部監察課(以下「監察課」という。)の所掌事務に関するものとする。

第 3 名称、設置する所属及び電話番号

1 名称

OP 監察ホットライン

2 設置する所属

監察課

3 電話番号

086-233-7830(さーさ、なやみゼロ)

第 4 対応上の責務

監察課は、単なる通報だけの場合を除き、相談を受理した場合には真摯に必要なアドバイス、教示又は必要に応じて相談の対象となっている職員に対する直接的な指示・指導等を関係所属と連携して行い、問題の解決に努めるものとする。

また、より適切と判断される場合には、警察本部関係所属に相談内容の対応を引き継ぐなど組織的な対応を徹底するものとする。

第5 運用上の留意事項等

- 1 この制度の運用に当たっては、職員等及び組織を守るためのものであることを第一義として、職員等からの声を組織として吸い上げ、職員等と関係所属が連携して問題の解決を図ろうとするものであるとの認識を全職員に徹底させること。このため、特に職員の家族に対する周知徹底に留意すること。
- 2 相談の対応に当たる職員は、組織的な対応を図るために必要な限度を超えて知り得た内容を他に漏らしてはならない。
- 3 監察課はもとより相談処理に当たる所属は、関係所属との連携及び情報の共有を図るとともに、相談者等の心情に配慮し、その理解を得られるよう努めなければならない。

第6 相談内容等及び処理状況の記録化

受理した相談内容等及びその処理状況については、原則として相談電話等受理票(様式)に記載し、その経過を明らかにしておくとともに、必要に応じて警察本部長に報告し、指揮を受けるものとする。

第7 その他

- 1 当該相談内容が、岡山県警察内部公益通報取扱要領の制定について(通達)(平成19年2月1日岡監第38号、岡務第113号例規)に定める内部公益通報に該当する場合は、同通達の定めるところにより取り扱うものとし、相談電話等受理票の作成は要しない。
- 2 相談者が来課し、又は面接による相談を希望した場合には、場所、時間等相談者の意向を可能な限り尊重して、相談しやすい環境を整えた上でその相談を受理するものとする。
- 3 この要領に定めるもののほか、OP 監察ホットラインの運用に関し必要な事項は、警務部監察課長が定める。

第8 文書の保存

相談電話等受理票は、監察課において1年間保存するものとする。

様式

[別紙参照]